

誓約書

私たちは、入善町新婚世帯住居費等支援事業補助金の交付申請をするにあたり、下記の事項に該当した場合、交付された補助金を返還することを誓約します。

記

1. 交付決定の日から起算して2年以内に、申請者及びその配偶者が入善町外（本町の区域外の地域をいう。）へ住民票を異動したとき。
2. 交付決定の日から起算して2年以内に、申請者及びその配偶者の世帯が分離し、住民票が別に作成されたとき。
3. 交付決定の日から起算して2年以内に、離婚届を提出し、受理されたとき。
4. 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
5. 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

令和 年 月 日

入善町長 笹 島 春 人 様

住 所

氏 名

㊞

氏 名

㊞